

令和5年度 台湾制作～仙北市短編映画祭～ 実施要領

1 目的

仙北市は36年前に台湾の澄清湖と田沢湖の姉妹湖締結の調印を行い、台湾との交流の基礎を築いた。その後、市民が主体となって台湾との交流活動が盛んに行われ、教育、経済、観光、行政それぞれの面で友好関係を深めてきた。

本要領は、仙北市と交流関係が深い台湾の動画制作団体を招致し、冬の仙北市の魅力をテーマとした動画を製作し、短編映画祭開催における必要事項を定めるものである。仙北市の魅力をもとに制作した短編映画を台湾向けPRツールとして活用するとともに、国際交流活動に取り組む市民を増やすことを目的とする。

2 実施内容

現地活動期間は仙北市に滞在し、仙北市の景色や文化、観光事業等取材し制作した動画作品を仙北市民向けに上映を行い、審査委員が選定した最優秀賞団体には賞金10万円と賞状を表彰式にて贈呈する。

3 応募資格

応募を希望する団体は、以下の全ての要件を満たすこと。

(1) 団体の構成

- ア 動画制作に関する適切な能力を有すること。
- イ 団体の構成員は3人以上、5人以下であること。

(2) 言語能力

団体内に、日本語の日常会話レベルでのコミュニケーションが可能な者が少なくとも1名以上含まれていること。

(3) 年齢及び国籍

- ア 団体の全ての構成員が18歳以上であること。
- イ 団体の構成員は台湾国籍を有していること。ただし、前号で規定する通訳を担当する者に関しては、1名まで国籍は問わない。

4 日程

令和5年10月	2日	審査委員会設置
令和5年11月	1日	公募開始
令和5年12月	1日	申込受付期限
令和5年12月	12日	一次審査（プレゼンテーション）
令和5年12月	14日	審査結果通知の送付
令和6年	1月	取材先や滞在先の調整
令和6年	1月29日	現地にて制作開始

令和6年 2月 4日 短編映画上映会開催、二次審査及び表彰式

現地活動期間：令和6年1月29日（月）～2月4日（日）

※令和6年1月29日（月）16時 オリエンテーション 田沢湖開発センター

※令和6年2月 4日（日）13時 上映会・表彰式 田沢湖開発センター

5 滞在場所

期間中の滞在先については、農家民宿を主とした仙北市が指定する宿泊施設とする。

（一社）仙北市農山村体験推進協議会のホームページ「秋田県仙北市グリーンツーリズム農山村体験のススメ」の宿泊施設参照。（※Wi-Fi環境が完備している施設）

<https://semboku-gt.jp/stay/>

6 経費等の補助

参加団体の市内での宿泊費や撮影活動に関連する経費（取材費、現地交通費等）及び仙北市までの交通費（航空券、電車賃等）を1人当たり上限4万円まで補助するものとする。

ただし、補助対象となるのは、提出期限内に動画作品を提出した団体のみとする。

（1）補助対象となる経費（1団体あたり）

ア 地活動期間中である1月29日（月）から2月4日（日）までの市内宿泊費（朝食、夕食を含む）。

イ 市内でのジャンボタクシー利用料金（3日分、1日あたり8時間を想定）。

ウ 市内取材先での体験料及び謝礼（上限5万円）。

エ 仙北市（角館駅または田沢湖駅まで）への交通費（航空券、電車賃等）。1人当たりの上限は4万円とし、領収書の提出が必須。

（2）自己負担となる経費：

ア 滞在期間中の昼食代

イ 帰路の航空券、電車賃等

ウ 滞在期間中のその他支出

7 申込書の提出

本件において参加を希望する場合は、次により関係書類を提出する。

（1）提出期間 令和5年11月1日（水）～12月1日（金）正午

（2）提出先 仙北市国際交流協会事務局 担当 黄
〒014-0392 秋田県仙北市角館町中菅沢81-8 角館庁舎2階
電話 0187-43-3353 FAX 0187-55-1515
メールアドレス co-de@city.seboku.akita.jp

（3）提出方法 電子メール

（4）提出書類 ※日本語で作成してください。

書類名	内容	必要部数
団体概要（様式1）	必要事項を記入。	1部
作品実績（様式2）	必要事項を記入。	1部
誓約書（様式3）	必要事項を記入。	1部
動画企画書（任意様式）		1部
パスポートの写し		台湾国籍の人数分

8 一次審査

主催者が設置する審査委員会が提出書類とプレゼンテーションをもとに審査し、2団体を選定する。

(1) プレゼンテーション開催日時

令和5年12月12日（火）

開始時刻等の詳細は、12月8日（金）午後5時までに電子メールで通知する。

(2) 開催方法

WEBによるオンライン審査

※オンライン審査には「WEBEX」の使用を予定しております。

(3) 実施時間

30分程度を予定。申込者から20分程度で企画提案内容を説明した後、10分程度の質疑応答を行う。

(4) プレゼンテーションの方法

ア 新たな資料の提出は不可とし、提出した企画提案書に基づき説明する。

イ オンライン上に説明資料を投影し、説明する。

(5) 採点基準

①提案内容の企画力②団体動画制作実務経験③仙北市に対する熱意④情報拡散力⑤日本語能力とする。

評価項目	評価の観点	配点 (満点)
企画提案書	① 提案内容の企画力 ・個性的で魅力的な動画企画を提案しているか	90
事業実施能力	② 団体動画制作実務経験 ・過去3年で行った類似事業の実績は十分か	60
	③ 仙北市に対する熱意 ・仙北市の観光情報やその他の関連情報について十分に調査・研究しているか。 ・独自の視点で仙北市の新しい魅力や特色を発見・提案しているか。	60
	④ 情報拡散力 ・応募団体がSNSアカウントやその他の情報発信媒体を適切に運営しているか	60

	<ul style="list-style-type: none"> ・応募団体のメンバーの中に、多くのフォロワーや影響力を持つインフルエンサーが含まれているか ・応募団体の知名度や実績に基づき、撮影活動が効果的なプロモーションとして機能することが期待できるか 	
	⑤ 日本語能力 <ul style="list-style-type: none"> ・日本語能力を持つスタッフがいるか ・日本語でのコミュニケーション能力は十分か 	30
合 計		300点

9 二次審査

審査委員会が上映される作品を基に厳正な審査を行い、最優秀賞を選出する。選ばれた最優秀賞の団体には、賞金10万円と賞状を贈呈する。

(1) 上映審査日時

令和6年2月4日（日）13時 短編映画上映会

(2) 採点基準

①構成力②訴求力③地域性④創造性⑤技術力とする。

評価項目と観点	配点 (満点)
① 演出力 <ul style="list-style-type: none"> ・タイトル、映像、自然音、音楽、テロップ、ナレーションなどのバランスが取れた作品かどうか ・説得力のある組み立てができていますか 	60
② 訴求力 <ul style="list-style-type: none"> ・制作者の表現したいメッセージ・テーマが明確に発信され、納得のできるストーリー性を作りだしているか ・人の興味を引き付ける説得力・感動がある作品かどうか 	60
③ 地域性 <ul style="list-style-type: none"> ・新しい視点で仙北市の魅力を発見し、表現しているか ・仙北市にしかない魅力をPR出来ていますか 	90
④ 創造性 <ul style="list-style-type: none"> ・独自性・創造性のある作品であるか 	60
⑤ 技術力 <ul style="list-style-type: none"> ・カメラワーク、編集、サウンドミックスなど技術面の工夫 	30
合 計	300点

(3) 表彰式

上映会後にて実施する。

10 動画の条件

(1) 動画時間：10～15分（ただし音楽ビデオは3分～5分とする）

- (2) データ：MP4形式（1920×1080、またはそれ以上の解像度）
- (3) 動画種類：不問（ドキュメンタリー、フィクション、音楽ビデオなど）
- (4) 提出期限：USB媒体に作品を保存し、令和6年2月4日10：00まで提出
- (5) 必須条件：①エンドロールに、「助成：仙北市国際交流協会」、「制作年月：2024年2月」と記載し、仙北市市章の表示をすること
②動画全部は仙北市内かつ現地活動期間中で撮影すること
- (6) 著作権：参加者に帰属するが、主催者は宣伝のため永久に無償で使用する権利を有する。また、著作権人格権を侵害しない範囲で二次利用させていただく場合がある。
- (7) 動画言語：使用言語は不問。ただし、中国語・日本語字幕は必須。

1.1 取材先・滞在先の調整について

動画企画書に記載されている予定取材先を基に、参加者と協議の上で決定する。また、決定した取材先については、主催者側からも連絡および交渉を行う。

1.2 その他の注意事項

- (1) 実施について疑義が生じた事項については、参加者と仙北市が協議した上で決定する。
- (2) 参加者が法令を違反した場合や第三者の権利に損害を与えた場合、または参加者の機材や設備等に事故が発生した場合は、全て参加者の責任において解決すること。
- (3) 当事業の進行中の様子は、記録のため撮影または録画が行われることがあり、これらの映像・写真は公式サイトやパンフレット等に使用されることがある。また、各種メディアからの取材を受け、その内容が公開される場合があるため、参加者はこれらの点を予め承知の上、参加するものとする。
- (4) 危険な手法による撮影や、差別的な内容を含む作品は、審査の対象から除外する。
- (5) 他の作品との模倣や類似が疑われる作品については、主催者の判断により審査の対象から除外する。
- (6) 主催者側では、撮影及び編集に使用する機材の貸し出しは行わない。
- (7) 撮影に際してドローンの使用を予定する場合、事前に主催者と協議すること。

1.3 主催・協力・後援団体

主催：仙北市国際交流協会

協力：かくのだてフィルムコミッション

後援：仙北市、秋田公立美術大学、(一社)仙北市農山村体験推進協議会、(一社)田沢湖・角館観光協会